

2026年4月6日

単組代表者各位
関係者各位

医薬化粧品産業労働組合連合会
会長 松尾 仁雄

薬粧連合 2026年度春の取り組み結果について

医薬化粧品産業労働組合連合会（薬粧連合）の2026年度の春の取り組み（賃金の取り組み関連）の結果（2026年3月末時点）を報告します。

<2026年度春の取り組みにおける賃金関連の妥結状況（2026年3月末時点）>

- ・ 3月末時点の妥結組織（加盟組織27組織中）：13組織（第一三共、中外、アステラス、他）
- ・ 定期昇給（定昇）の実施（12組織／13組織中）
- ・ 通常の定昇以外の賃金引上げ（ベースアップまたは特別一時金等）の実施（12組織／13組織）
（内、10組織がベースアップや臨時定昇等の固定給増を実施）
- ・ 加盟組織からの要求率は序盤において昨年度（2025年度最終）を上回る水準でスタートした一方、各社の経営状況の違い等により妥結結果に差が見られるものの、昨年同時期と比較した賃上げの妥結内容は、平均的には同程度の推移となっている。
- ・ 4月以降もベースアップや特別一時金等について要求中／要求を検討中の組織もある。

2026年度の春の取り組みにおいて3月末時点での妥結組織数は13組織となっています。妥結した組織のうち、人事制度変更等の特別な事由がある組織を除き、全ての組織で定期昇給が実施されており、また多くの組織でベースアップまたは特別一時金等を獲得しています。本年度の春の取り組みは、序盤において加盟組織からの要求率が昨年度を上回る水準でスタートしましたが、賃上げの妥結結果の平均は、昨年同時期と同程度の推移となっています。

私たちの産業に大きな影響を及ぼす薬価は公定価格であり、エネルギー・原材料費の高騰や、社会課題である賃上げ等の労務費の上昇分について、企業の判断で価格転嫁することが困難な構造となっています。加えて、薬価改定において多くの医薬品の薬価が減少し続けており、当産業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあります。このような環境下において、各社の経営状況や製品構成等により妥結結果には差が見られるものの、現時点での妥結結果は昨年同時期と同程度となっています。

4月以降も労使交渉・協議を控える組織において、引き続き賃上げおよび労働条件の改善が実現されるよう、薬粧連合として加盟組織への支援を継続していきます。また、中小受託取引適正化法に関して、各社および加盟組織の対応状況や当産業内における委受託関係の実態を確認し、適正取引の推進、価格転嫁に関する課題解決に取り組めます。

医薬化粧品産業で働く全ての人々がやりがいと誇りを持って活躍し、さらなる付加価値を創出し続けることが、国民の健康および我が国の経済を支える基幹産業としての持続的成長につながります。薬粧連合は、今後も「人」への投資を推進し、我が国の重要な社会課題である賃金の向上と総合労働条件の改善を一体的に進め、豊かで健康な社会の実現に貢献していきます。

<参考：薬粧連合 2026 年度の春の取り組み方針の概要>

賃金の取り組み

- ◇ 2026 年度は賃金と物価が安定的に上昇する経済に移行する重要な年となる。
- ◇ 主要国の実質賃金が増加していることを踏まえると、日本の実質賃金を生産性の伸びに応じて継続的に引き上げる必要がある。
- ◇ 医薬化粧品産業を日本の基幹産業として成長させていくためにも全産業と共に賃上げに取り組み、人材獲得競争力を維持・強化していくことが引き続き重要である。
- ◇ これらを考慮し、物価上昇を上回る実質賃金の向上の観点から賃上げ分 3%以上、定期昇給分を含めて 5%以上の賃上げを目安として方針を設定する。
- ◇ 加盟組合は、安定的な賃上げの実現を目指し、会社との協議を行う。ただし、個別労使の状況に応じた交渉を優先するという考え方に変わりはない。

総合労働条件の取り組み

- ◇ 誰もが自分らしく安心して働ける職場・社会の実現に向け、総合労働条件について継続して以下の 5 つの項目を掲げて労働環境を整備していく。
 - ① 「自律的なキャリア形成」：社内リクルート／社内兼業制度、兼業・副業など
 - ② 「多様性の推進」：多様な働くものへの支援（育児・介護・治療と仕事の両立支援など）
 - ③ 「柔軟な働き方（勤務時間、勤務地・居住地）」：各種勤務形態、勤務時間・場所など
 - ④ 「健やかな働き方に向けた取り組み（労務管理・安全衛生）」：ワーク・ライフ・バランス、労働時間・休暇など
 - ⑤ 「60 歳以降の働く環境の整備」：定年制度、退職金・年金制度など

持続可能な社会の成長に向けた労使一体の取り組み

- ◇ 労働条件にも寄与する産業・企業の持続的な成長、ステークホルダーとの関係について、労働組合のチェック&パートナーとしての役割・機能を果たしていく。
- ◇ 2026 年 1 月 1 日に施行される中小受託取引適正化法について各社・加盟組織の対応・取り組みを確認する。

以上